

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊えびの駐屯地
第364会計隊えびの派遣隊長 渡邊 昂二郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6S7U1KW00030		6SWR1A80001 0001						
品名 または 件名								
霧島演習場避雷設備設置役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
霧島演習場				霧島演習場				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
業務隊 池上 内228				令和8年11月30日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊えびの駐屯地会計隊、西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月28日（金）11時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

その他は別紙による。

1 競争入札に付する事項

品 名	規 格 ・ 数 量	履 行 期 限	履 行 場 所
霧島演習場避雷設備 設置役務	仕様書のとおり	令和8年11月30日	霧島演習場

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
 - (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 原則、現に指名停止を受けているものの下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
 - (7) 次のア又はイのいずれかであること※
 - ア 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、又はD等級であり、且つ建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する「電気工事業」の建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
 - イ 防衛省における令和7・8年度一般競争入札（指名競争）参加資格（以下「防衛省参加資格」という。）のうち、「電気工事」に係る「A」、「B」又は「C」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の格付を受けていること。）。
- ※ 第2項のとおり競争に参加する者には必要な条件のため、ア、イの条件を入札に参加する元請事業者が満たしている必要があります。

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所及び公告の掲示場所
陸上自衛隊えびの駐屯地第364会計隊えびの派遣隊事務室及び
西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

4 説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する場合、事前連絡により別途調整する。

5 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年8月28日（金）11時00分
- (2) 場 所：陸上自衛隊えびの駐屯地会計隊入札室

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）により決定する。当方予定価格の範囲内で最低の金額で入札したもの。（同価の場合には抽選で決定する。）
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体(団体の場合)）は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載している入札書を競争参加者と致します。記載がない場合は、競争参加者等としては認めません。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者及び押印又は連絡先記載のない入札並びに判明し難い入札。
- (3) 電話・FAX等による入札。
- (4) 郵便による入札参加者の未到着の入札。
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。

9 入札時の携行品

印鑑等一式、入札に必要な書類、筆記用具

10 契約書等作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく会計法第29条の8により陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により作成する。
- (2) 適用する特約条項
「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

- (1) 入札に関する委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 開札までに令和7・8・9年度競争参加資格審査結果通知書の写し及び第2項(7)に該当する許可証の写を提出すること。(FAX、メール可)
- (3) 入札を希望する方は、令和8年8月24日17時までに第12項(1)に示す問合せ先まで連絡をお願いいたします。また、市場価格調査について令和8年8月26日までにご提出願います。
- (4) 郵便による入札の場合は令和8年8月27日までに必着するよう「書留」で郵送し「入札書在中」と記入すること。なお、再度入札を実施する場合は別途連絡する。
- (5) 入札書、委任状及び使用する形式についての同等品判定依頼書の様式等
→ ([参考様式リンク](#))
- (6) 入札終了まで、退室・電話等連絡は特に必要とみなす場合以外は認めない。
- (7) 入札に関する問い合わせは、下記(1)へ、仕様書の内容及び現場確認についての問い合わせは、(2)へご連絡ください。

12 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項
〒889-4392 宮崎県えびの市大字大河平 4455-1
陸上自衛隊えびの駐屯地第364会計隊えびの派遣隊
TEL 0984-33-3904 (内線 345) FAX 0984-33-5435 担当 渡邊
- (2) 仕様書及び現場確認に関する事項
〒889-4392 宮崎県えびの市大字大河平 4455-1
陸上自衛隊えびの駐屯地 えびの駐屯地業務隊管理科
TEL 0984-33-3904 (内線 228) 担当 池上

霧島演習場避雷設備設置役務

営繕班長	電気係長
	

件 名	霧島演習場避雷設備設置役務				
図面名称	表 紙				
図面番号	1/3	作成年月日	令和8年7月15日		
業務隊長	管理科長	演管班長	—	—	作 成 者
					
えびの駐屯地業務隊 管理科 演習場管理班					

仕様書

- 1 件 名 : 霧島演習場避雷設備設置役務
- 2 場 所 : 宮崎県えびの市大字西長江浦 陸上自衛隊えびの駐屯地 霧島演習場
- 3 役務概要 : 避雷針の設置（地上高 コンクリート柱10mに取付け）×4箇所
- 4 一般事項

(1) 本役務は、本仕様書・図面に記載なき事項については、以下によるものとする。

【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】 ・「公共建築工事標準仕様書」「公共建築設備工事標準図」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）（最新版）

(2) 本仕様書・図面に記載なき事項については係官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。

(3) 写真は、作業前、作業中、作業後及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4縦）に整理し1部提出する。

(4) 役務場所及び指定された場所以外への無断立入り並びに写真撮影は禁止する。

(5) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等防止に十分な注意を払わせる。

(6) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合または、施設等を破損した場合で、その原因が本工事に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責を負うものとする。

(7) 使用する材料は、すべて新品とし係官の検査を受け、合格品のみ使用する。

(8) 本役務の発生材は、請負業者が演習場外へ搬出し、自らの責任において適正に処分するものとする。ただし、掘削等に伴う残土は、官側の指示する場内に残置するものとする。

(9) 本役務により使用する電気・水道は、請負業者が準備する。また、施設内の各種設備の使用については原則禁止とし、これにより難い場合は、係官と協議の上、その指示に従うものとする。

(10) その他疑義が生じた場合は、係官と調整の上実施するものとする。
- 5 特記事項

(1) 役務内容

ア 避雷設備 機器取付 4組

イ コンクリート柱(12-19-5.0) 建柱（コンクリート根枷(1.2m×2本)共） 4組

ウ 上項に伴う掘削及び埋戻し作業

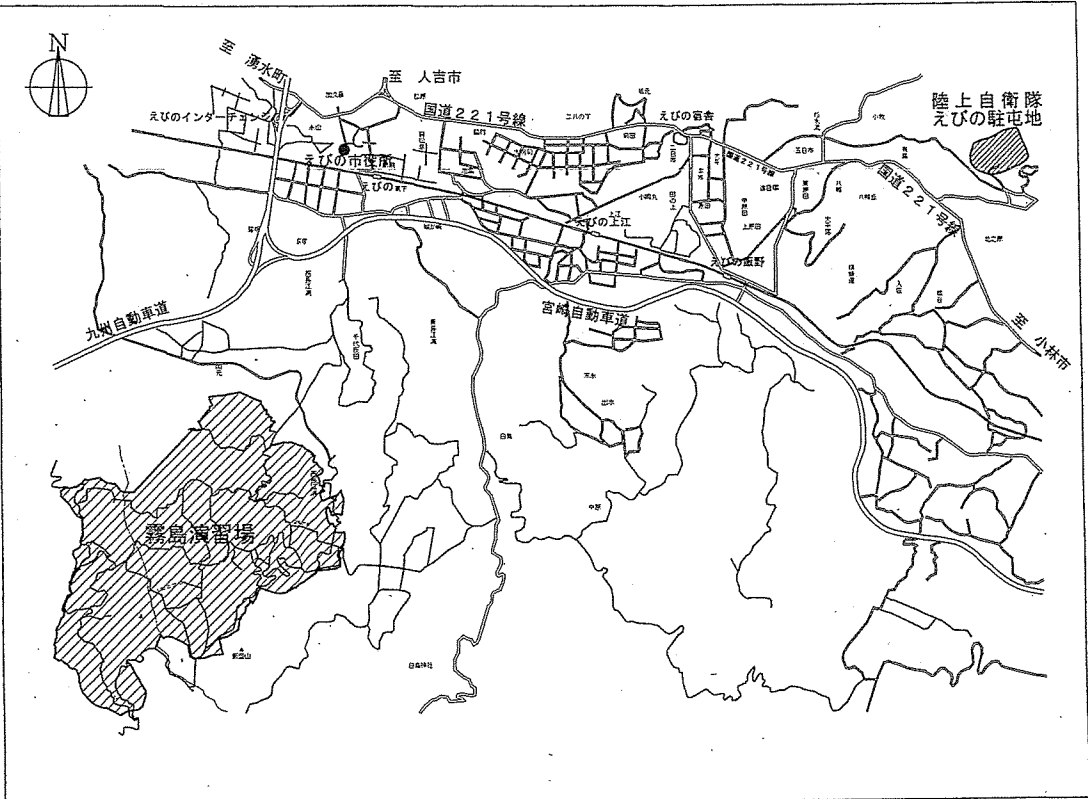
エ 完成図 2部提出

オ 接地抵抗測定 結果表 2部提出

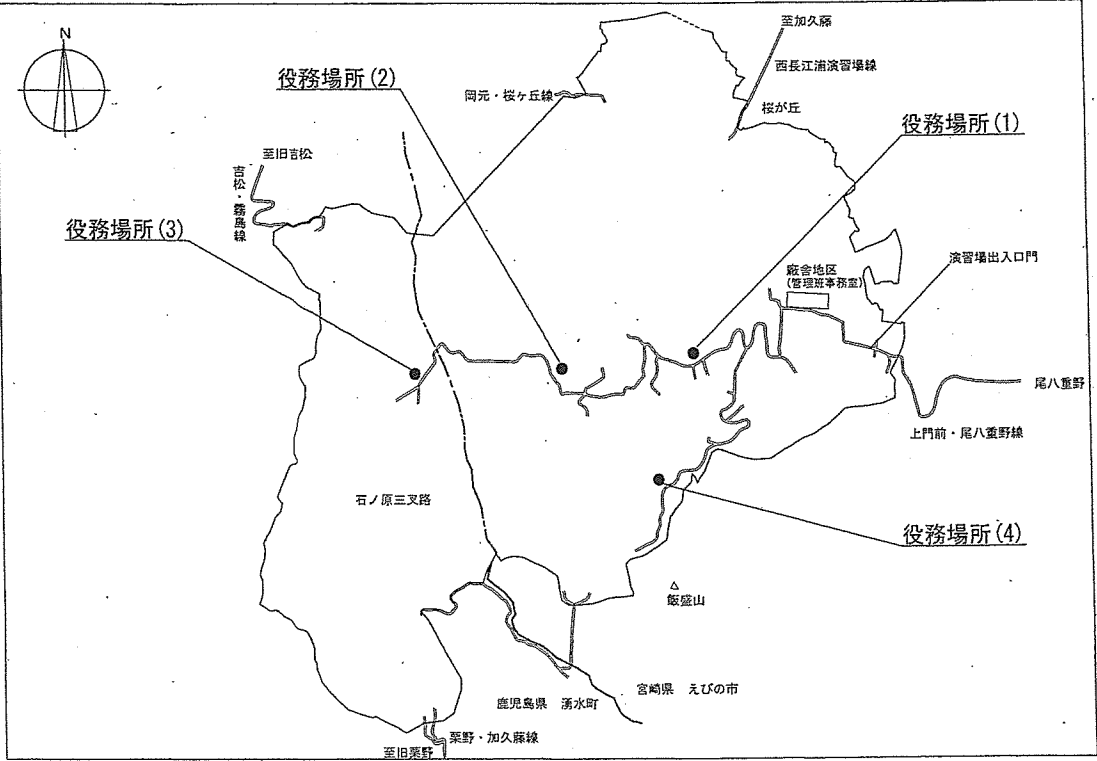
(2) 上記（1）エ・オ項のほか、官側が指示する書類を作成し、1部提出するものとする。

(3) 役務の実施日等は、事前に係官と調整を行い決定し、実施するものとする。

(4) 役務完了後、官側の検査を受けるものとする。



案内図 No Scale



演習場配置図 No Scale

件 名	霧島演習場避雷設備設置役務				
図面名称	仕様書、案内図、配置図				
縮 尺	図示	作成年月日	令和8年7月15日	図面番号	2/3
えびの駐屯地業務隊 管理科 演習場管理班					

